この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、	マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の
防止に努めてください。	

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第3条第1項の規定により、令和 年月日執行の																							
次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙 及び投票用封筒の交付を請求します。																							
	西淮	每市		_ 追	選挙管	理多	委員会	会委員	長	殿							2	令和	4	年	月		- 日
	フリガナ 氏名 (署名)													Ę		日 ・大ゴ ・平 _原			年		月	日	生
1 請求者	住所			Ŧ		_	_							•									
有	連絡先	集 (携帯) 電話番号 メール アドレス						_	-						_								
		よる場等送付金	ᇑ		住所。			下に	記載))													
外は措のと別のと別の	トる文 自離に帰る とこれで といって といって といって といって といって といって といって といって	要停るすながある。	又の面こ特		ここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここここ	D. 原榜上 (深泉が 変を記の (b) 文 業 大 選 大 選 大 選 大 選 大 選 大 の の の の の の の の の の の の の	法に書(a) 単	よるのひ □□□	外出示を指えて、動健所健し、外明動出すを指えて、動性所健し、多選書選	自粛明の記事でき也又は、一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	東要封)要なた、 隔 佐県壱の名挙証要請う。請い書、離世南心の名挙証	情以を 又た面 ・ 生保保保 とこ名 交にはずす はめを 停保保保 大登簿付	系属る 隔 紛 留守 生	書・と ・ し 措 動 ・ れ 証 け で	(倒で留たを一人検いとうる	: 惜な 措 けて 現 対 医 の 選 付 選 付 選 付 選 付 選 付 選 付 選 付 選 付 選 付 選	業に旨 を保保保保 (条件) 挙をを (条件) を を (条件) を (限るしたが新新新の対象のは、	知面は が は 五 合い		を交 6の名 動所	(付) 称
選	挙区分	}	請	求方	法	- •		等受理			1			いでください 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						番号	•		
				本直																			

使直 郵便

- 1 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 2 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は<u>所在地を明確</u> に書いてください。
- 3 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請 又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してく ださい(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面 (同法施行規則第23条の4第1項)
 - イ 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の 3)
 - ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に 収容されている者であることを検疫所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面 (同法第 18 条第 1 項)
- 4 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2 項ただし書)は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 5 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 6 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内 に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4に チェックを入れてください。
- 7 この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。